

令和4年度第1回御船町議会定例会（4月会議） 議事日程

令和4年4月14日

午前10時00分開会

1 議事日程

第1 会議録署名議員の指名

10番 田上 忍 君

11番 藤川 博和 君

第2 会期の決定

第3 諸報告

1 諸般の報告

2 行政報告

第4 報告第1号 専決処分の報告について

第5 御船町甲佐町衛生施設組合議会議員の選挙について

第6 地方創生調査特別委員会の廃止について

2 出席議員は次のとおりである（13人）

1番 中城 峯雄 君      2番 井藤 はづき 君

3番 宮川 一幸 君      4番 福本 悟 君

5番 田上 英司 君      6番 増田 安至 君

7番 森田 優二 君      8番 岩永 宏介 君

9番 福永 啓 君      10番 田上 忍 君

11番 藤川 博和 君      12番 清水 聖 君

14番 池田 浩二 君

3 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1人）

事務局長 安田 哲也 君

4 説明のため出席した者の職氏名（16人）

町 長 藤木 正幸 君      副 町 長 宮本 正 君

教 育 長	上 杉 奈 緒 子 君	総 務 課 長	野 口 壮 一 君
企 画 財 政 課 長	本 田 隆 裕 君	町 民 税 務 課 長	畑 野 英 樹 君
福 祉 課 長	西 本 和 美 君	こ ども 未 来 課 長	沖 勝 久 君
健 康 づ くり 保 険 課 長	作 田 豊 明 君	農 業 振 興 課 長	井 上 辰 弥 君
商 工 観 光 課 長	河 地 克 敏 君	建 設 課 長	島 田 誠 也 君
環 境 保 全 課 長	鶴 野 修 一 君	会 計 管 理 者	田 中 智 徳 君
学 校 教 育 課 長	本 田 恵 美 君	社 会 教 育 課 長	緒 方 良 成 君

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開 会

○議長（池田浩二君） おはようございます。

会議を始めます前に、6年前の今日、多くの尊い命が失われ未曾有の被害をもたらした熊本地震が発生し、震災により犠牲となられた方々に対し、哀悼の意を表すべく黙禱をささげたいと思います。傍聴者の皆様におかれましても、御協力をよろしくお願いいたします。

皆様、起立願います。黙禱。

[黙 禱]

○議長（池田浩二君） 御協力ありがとうございました。

ただ今から、令和4年度第1回御船町議会定例会4月会議を開催します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（池田浩二君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、10番、田上忍議員、11番、藤川博和議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（池田浩二君） 日程第2、「会期の決定について」を議題とします。

御船町議会は通年議会のため、本日から令和5年3月31日までの352日間にします。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から令和5年3月31日までの352日間に決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 諸報告

○議長（池田浩二君） 日程第3、「諸報告」を行います。

まず、諸般の報告を行います。

諸般の報告。休会及び閉会中における諸般の報告をいたします。

3月30日、議会運営委員会を開催し、定例会4月会議の議事日程や各種案件について協議を行いました。令和4年度第1回御船町議会定例会4月会議の会期日程は、本日4月14日の1日間と決定しました。

次に、陳情について報告します。

陳情第11号、消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書提出を求める陳情の件、陳情第12号、国民の祝日海の日を4月20日に固定化する意見書を提出いただきたい件、陳情第13号、女性トイレの維持及びその安心・安全の確保についての件、以上3件については、いずれも机上配布としました。

なお、請願はありませんでした。

次に、全員協議会について報告します。

4月8日議会全員協議会を開催し、執行部から4月会議に提出された専決処分の報告との説明を受けました。また、議会報告会の実施についても協議し、令和4年度の議会報告会は今年5月14日、土曜日、午後7時より御船町カルチャーセンターと七滝中央小学校の2会場で行うことが決まりました。令和2年度及び令和3年度の議会報告会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止しております。今回、3年ぶりの開催となります。ぜひ多くの皆様に御参加いただきますようお願いいたします。

最後に、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月現金出納検査について報告します。2月分の出納検査は3月22日と23日の2日間に行われました。検査結果は議席に配布しております報告書のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

続いて、行政報告を行います。

○町長（藤木正幸君） 行政報告を行います。

はじめに、総務課について報告します。

職員の退職、採用について、令和4年3月31日付けで定年任期満了等により9名が退職したところですが、4月1日付けで新規採用職員、任期付職員及び再任用職員11名を採用し、令和4年度をスタートいたしました。職員一丸となって町政を推進してまいります。

また、4月10日に御船町消防団の新入団員5人への辞令交付式及び団員への永年勤続功労賞等の表彰状伝達式並びに規律訓練が実施されました。新型コロナウイルス感染症予防対策を行い、榊健一団長以下、団員約50名が参加しました。

次に、企画財政課について報告します。

3月22日に御船町総合計画審議会及び御船町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部会議の委員の委嘱状交付式並びに第1回会議を開催しました。会長に、熊本県立大学の澤田教授が選出され、その後事務局から総合計画の概要説明と今後のスケジュール等について説明を行いました。

次に、御船町におけるSDGsを推進していく取組みの1つとして、恐竜をモチーフとした町独自のSDGsロゴマークを作成しました。御船町がSDGsを推進していることを対外的にアピールすることと、職員一人一人がSDGsの考え方を意識しながら行動することを目的として、全職員がロゴマーク入りのストラップと名札、ピンバッジを着用し、SDGsの推進を図ってまいります。

また、令和3年度最後となる御船町区長会定例会が3月24日に開催されました。定例会終了後には、地区防災計画策定の説明会が開催され、熊本県危機管理防災課より説明いただきました。併せて後ほど述べます上益城5町のごみ処理施設整備に関する環境アセスメント実施に向けての基本協定の締結日程を説明いたしました。

次に、こども未来課について報告します。

町立保育園2園の卒園式が3月26日に参列者数を限定し来賓なしで行われ、元気に成長した園児35名を無事に送り出しました。また、令和4年度の認可保育所については、定員765名に対し、町立174名、私立520名、合計694名でスタートいたしました。

次に、健康づくり保険課について報告します。

新型コロナワクチン追加接種につきましては、初回接種から6カ月を経過した方々を対象に順次接種を進めています。御船町スポーツセンター会場における集団接種は4月23

日をもって終了する予定です。町内医療機関における個別接種は、初回接種、追加接種をこれまでどおり実施してまいります。

なお、4回目の接種につきましては、国の指針をもとに体制を整えてまいります。

次に、商工観光課について報告します。

町独自のコロナ経済対策であるコロナ第5波の影響により売上が30%以上減少した町内事業者を支援する減収事業者経営継続支援金給付事業並びに対面での接客を伴う事業者が行う感染対策への設備導入補助事業については、3月31日をもって全て完了しました。減収事業者経営継続支援金は法人94件、個人事業者147件に合計3,350万円を給付し、対面接客事業者への感染対策設備導入補助事業については75件、7,746万6,000円を助成しました。

熊本県へ発出されていままん延防止等重点措置の解除に伴い、町内の商業や観光などの経済活動が活発になることを期待しつつ、引き続き効果的な施策を講じながら、感染拡大防止対策と経済の両立を図ってまいります。

次に、環境保全課について報告します。

新型コロナウイルス感染症の影響で、令和元年度から中止していたリサイクル推進員の研修会を御船町甲佐町衛生施設組合の職員を招き、3年ぶりに開催しました。ほとんどの推進員が参加され、改めてリサイクルの取組みの重要性を研修いただくとともに、活発な質疑応答が行われました。

次に、上益城5町のごみ処理施設整備についてですが、3月28日に蒲島熊本県知事の立ち会いのもとで、大栄環境株式会社及び有価物回収協業組合石坂グループと上益城郡5町は環境アセスメント実施に向けた基本協定を締結いたしました。この協定は事業者が環境アセスメントを実施するための協定であり、環境アセスメントの結果、事業計画を5町が適切であると判断した場合、改めて環境保全協定及び立地協定等を提携することとしています。

町としては、アセスメント実施と併せて上益城広域連合と一体となって、町民の皆様の不安解消並びに理解を得られるよう丁寧な説明を続け、全庁体制でよりよい事業となるよう取り組んでまいります。

次に、学校教育課について報告します。

4月11日、各小・中学校において規模を縮小し入学式が行われ、156名の児童と151名

の生徒が新たな学校生活を開始しました。

最後に、平成28年熊本地震の発災から6年を迎えました。本日、熊本県庁で開催されます追悼式において、本町の御遺族が代表して追悼の言葉を述べられる予定です。御船町においては、これまでに経験したことのない未曾有の被害を受けましたが、発災直後から国や県の関係機関をはじめ、全国の自治体、ボランティアの方々など、多くの方々の御支援をいただきました。特に山口県においては、発災直後からの支援、さらには中長期で多数の職員を派遣いただきました。本町の激震からの再生をお支えいただいたことに、深く感謝の意を込め、明日、山口県知事を表敬訪問し、復興祈念恐竜モニュメントを贈呈することとしています。引き続き震災からの復興について全力で取り組んでまいります。

以上で、行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 報告第1号 専決処分の報告について

○議長（池田浩二君） 日程第4、報告第1号、「専決処分の報告について」を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 本定例会に提出しております報告について説明申し上げます。

報告第1号は、専決処分の報告です。

御専第1号、工事請負変更契約の締結は、インター団地地区宅地耐震化推進滑動崩落対策施設工事ほか1件について、団地内の歩行者及び作業の通行確保や駐車場確保の調整に時間を要したこと、同時に掘削面が崩壊し、設計内容の変更に期間を要したことにより工期内完了が見込めなくなったことに伴い、令和4年3月18日付けで契約金額の全額を専決処分したものです。

なお、本件箇所については既に別途契約を締結して完了に向けて工事に着手しております。

以上、本定例会に提出している報告事項について説明申し上げます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（池田浩二君） これで、提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑はありますか。

○10番（田上 忍君） 今の提案理由の説明によりますと、まず工期に終わらなかったから減額する。そして、改めてまた契約したということですが、このトータルした金額はどのよ

うになるのですか。

○建設課長（島田誠也君） お答えします。

今回専決処分で減額契約をした金額が提出しました御専第1号の報告書に書いてありますとおり、1億1,794万1,126円になります。今回別途契約した金額につきましては、1,387万3,200円となっております、合計しますと1億3,181万4,326円となります。

○10番（田上 忍君） という、この新たな契約をするから、少し高くなっていくということですか。

○建設課長（島田誠也君） 実際、新たに契約する金額が1,387万円ということで、今回減額する金額が1,282万円程度として、100万円程度新しい契約のほうが高くなっておりませんが、こちらは専決処分をする際に当初の設計からできなかった部分、それからその他工事においても数量変更等がありまして、若干増額の部分もあったということで、差し引きして1,282万円程度の減額という金額になっていますので、100万円程度は増額の工事があったということになっています。実際、できなかった部分については、1,387万3,200円ということになっています。新たに追加したということではございません。

○10番（田上 忍君） はい、わかりました。ちなみに、新たに契約した相手先というのも同じ企業ということによろしいですか。

○建設課長（島田誠也君） はい、同じ企業ということになります。

○10番（田上 忍君） はい、わかりました。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

○9番（福永 啓君） 財源の内訳をお願いします。旧契約と新契約と分けてお聞きしたいと思えますけれども、旧契約の場合、これは復興計画です。補助金等が入っていたかと思えます。新契約です、補助金等が入っているのでしょうか。また、唯一町の持ち出し分です。それがこの設計変更になってどれだけが増えたのか、100万円も増えたのか。それとも100万円は増えていないのか。そのあたりの御説明をお願いします。

○建設課長（島田誠也君） 当初の契約におきましては、財源としましては、令和元年度の社交金が2分の1、それから災害復旧事業債が残りの分という形になっておりました。今回の新契約につきましては、3月の補正で増額補正をさせていただきましたが、そのときの財源としては熊本地震の復興基金創意工夫分を充当させていただいているということになります。基本的には、新たな契約の分については単費という形になります。

○9番（福永 啓君） 単費ですが、町が貯めていた地震の復興基金を使用したと。全額これを使用したということでしょうか。

○建設課長（島田誠也君） 新規契約については、復興基金を全額使用することになります。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 御船町甲佐町衛生施設組合議会議員の選挙について

○議長（池田浩二君） 日程第5、「御船町甲佐町衛生施設組合議会議員の選挙について」を議題とします。

令和4年3月31日をもって井本昭光議員が議員を辞職されたことに伴い、御船町甲佐町衛生施設組合議会議員に欠員が生じたので、御船町甲佐町衛生施設組規約第7条の規定に基づき補欠選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

御船町甲佐町衛生施設組合議会議員に中城峯雄議員を指名します。

お諮りします。

ただ今指名しました中城峯雄議員を、御船町甲佐町衛生施設組合議会議員の当選人と

定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 異議なしと認めます。

したがって、ただ今議長が指名しました中城峯雄議員が、御船町甲佐町衛生施設組合議会議員に当選されました。

中城峯雄議員が議場におられますので、会議規則第33条の規定により当選の告知をしたいと思います。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第6 地方創生調査特別委員会の廃止について

○議長（池田浩二君） 日程第6、「地方創生調査特別委員会の廃止について」を議題とします。地方創生調査特別委員長長の報告を求めます。

○地方創生調査特別委員会委員長（中城峯雄君） 委員長報告を行います。

平成26年11月、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを目指し、国が政府一体となって取り組むため、まち・ひと・しごと創生法が制定されました。内閣にはまち・ひと・しごと創生本部が設置され、国の中長期的な展望を示すまち・ひと・しごと創生長期ビジョンと、これを実現するための5カ年の目標や施策の基本的方向及び具体的な施策をまとめたまち・ひと・しごと創生総合戦略が策定されました。

国の長期ビジョンと総合戦略の策定を受け、各地方公共団体においても地域の実情に応じた施策の方向を提示する地方版総合戦略が策定されています。

このような中で、御船町議会は平成27年6月に町総合戦略の推進に関する調査研究を目的として、地方創生調査特別委員会を設置しました。以来、町執行部からの報告や説明の機会を幾度となく設け、また全国関係機関への視察や大学講師を招いての研修など様々な活動を行ってきたところです。

町内においては、これまでにコストコホールセールジャパンや複合型宿泊施設をはじめ、多くの企業の御船町への進出が決まり、さらに民間住宅の建設が急速に進んでおり、熊本地震後減少していた町の人口は、ここに来て増加に転じております。

このような状況下、御船町は令和2年度を初年度とする第2期総合戦略に基づき、

様々な施策が展開されているところです。

ここで、地方創生調査特別委員会は、いったん調査研究に区切りをつけ、議会全体で対応すべく、全員協議会の同意を経て廃止を決定したところでございます。議会としては、特別委員会を閉じた後も地方の人口減少は進む中で、どのように地域活性化を図っていくか、積極的にかかわっていかねばならないと思います。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（池田浩二君） ただ今の委員長報告をもちまして、地方創生調査特別委員会は廃止とします。

これで、令和4年度第1回御船町議会定例会4月会議の議事日程は全て終了しました。お諮りします。

本定例会は、議事の都合によりこの後再開する定例会まで休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 異議なしと認めます。

よって、次回再開する定例会まで休会にします。

これをもちまして、令和4年度第1回御船町議会定例会4月会議を終了します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時33分 休 会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

御船町議会議長

御船町議会議員

御船町議会議員